

平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	福祉課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点の方針	3.協力と支え合いによる福祉のまちづくり				
分野別方針	(6)在宅支援の推進		実施計画事業	3)在宅障がい者支援事業(No.28)				
予算等事業名	障がい者緊急時対応経費							
目的	在宅の身体・知的・精神障害児者に各種の補助事業を展開することにより、自立更生の一助に努め、併せて障害者とその家族の経済的軽減を図る。							
内容	特に身寄りのない知的障がい者等、判断能力が十分でない方を法的に支援する成年後見人を町長申し立てで申請する費用							
根拠法令・条例等	二宮町成年後見制度利用支援事業実施要綱							
体制	<input checked="" type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input type="checkbox"/>	その他

中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 削減は困難				
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難				
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)				
	【説明】				

総合評価

実績	これまで成年後見利用支援事業を活用した申立ては2件であり、内1件は成年後見利用支援事業にて報酬の支払いを行っている。				
中間評価との相違点	—				
事業指標(数値指標)	件数				
前期(27年度)目標値	—				【目標値の根拠または数値で表わせない指標】
単位:					
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	1件				

後見人等申立てに関する利用は0件。ただし、既に後見人として活動している弁護士に対する報酬は1件発生。

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		988	479				
財源内訳	一般財源						
	国庫支出金						
	県支出金						
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1)公費を投入して実施することが妥当な事業か A:妥当 B:どちらかといえば妥当 C:妥当ではない	A
	【説明】 国補助事業となっており、特に身寄りのない障害者の権利擁護としては必要な事業といえる。	
妥当性	(2)町が主体となって実施する必要があるか A:町が行わなければならない B:町が行ったほうがよい C:委託等の必要がある	B
	【説明】 制度の必要性の有無については様々な福祉関係者を含めた中で、その妥当性或当制度以外の解決方法がない場合に活用する為、相談業務関係の核となる町が主体となる事が妥当といえる。	
有効性	成果が上がっているか A:十分成果が上がっている B:成果が上がっている C:成果が上がっていない	B
	【説明】 制度活用の必要性については、個々の状況を十分把握した上で実施するようにしている。	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A:適切である B:改善の余地がある C:効率的ではない	A
	【説明】 個別相談や関係者会議にて必要性の確認を行っており、無暗に利用に繋げる事が無いように対応している。複数回に渡り相談を重ねていく中で、その妥当性や、当制度以外の解決方法がない場合に活用するようにしてい	
総合評価	A:妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B:妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C:事業の見直しが必要 D:事業継続の必要性がない(休止・廃止)	B
	【説明】 成年後見利用支援事業を利用することにより、特に身寄りのない障害者の権利擁護等、福祉の増進を図ることができている。当制度活用においては、相談を繰り返すことでその必要性を明らかにし、妥当性を確認した上で、実施につなげる体制は今後も維持していくものとする。	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	財政面における支出を抑制する為、活動報酬の発生しない市民後見を養成していく動きもあり、今後の県や他市町の状況や動向を注意していく必要がある。	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	身寄りのない障害者の暮らし等を守るため必要な事業である。		
今後の方向性	身寄りのない障害者の暮らし等を守るため今後も継続して実施していく。		